

令和8年6月18日

各中・義務教育学校長様

京都府中学校体育連盟
会長 野川 晋司

令和8年度第67回京都市中学校選手権大会
兼
第79回京都府中学校総合体育大会実施要項 ラグビーフットボールの部

- 1 主催 京都府中学校体育連盟
京都府教育委員会
京都市教育委員会
(公財)京都府スポーツ協会
- 2 主管 京都市中学校体育連盟
- 3 後援 京都新聞
- 4 日時 令和8年9月5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土)
10月3日(土)・10日(土)・17日(土)
開会式 令和8年9月5日(土)9:55 SBS ロジコム吉祥院公園球技場
※競技開始時間は別紙3参照
- 5 会場 ●SBS ロジコム吉祥院公園球技場
〒601-8380 京都市南区吉祥院新田下ノ向町 TEL(075)691-2814
<9月5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土)・10月10日(土)>
●宝が池公園運動施設球技場
〒606-0923 京都市左京区松ヶ崎西池ノ内町 TEL(075)701-6366
<10月3日(土)・17日(土)>
※各会場の地図・公共交通機関については別記
- 6 参加資格
 - (1) 京都府中学校体育連盟に加入しているチーム。
年齢は、平成23年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月19日までに京都府中学校体育連盟に申し出ること。
(府中体連より日本中体連へ報告)
 - (2) 参加資格の特例
 - ア 学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。
「別記1」参照
 - イ 部員数が少ないため、単独チームが編成出来ない中学校に対し、救済措置として「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」により、合同チームに大会の参加を認める。
「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」参照
 - ウ 在籍校に希望する部活動がない場合に救済措置として「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」により、拠点校部活動の大会参加を認める。
「別記3・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」参照
 - エ 拠点校部活動における複数校合同チーム編成について、「京都府中学校総合体育大会における

複数校合同チーム参加規定」及び「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」を満たしていれば、大会参加を認める。

- (3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。

7 外部指導者

- (1) 原則として外部指導者は大会に参加できる。
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。
この場合の外部指導者は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた 20 歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。
また、各専門部の「外部指導者規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者の審判を認める。
ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

- (1) 参加生徒の引率者・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員(18 歳以上の者。ただし高校生は除く。)とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者については校長の認めた者とする。
- (2) 引率者の特例
校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。
「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」参照
- (3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。
「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 参加数 別紙1参照

10 競技規定

- (1) 試合形式
- ① 参加チームを4グループに分けて、計 14 チームで予選リーグを行う。
 - ② 決勝トーナメントは、全チームが出場。予選リーグの順位決定は以下の方法で行う。
 - (a) 予選の試合の勝ち点にて順位を決定する。勝ち点については以下の通りとする。
 - ・試合の勝敗により、勝ち4点 引き分け2点 負け0点とする。
 - ・7点差以内の負けは、1点を加える。
 - ・勝敗に関わらず、1試合中に3トライを獲得した場合は、1点を加える。
 - (b) インフルエンザ等の感染症の蔓延により、やむを得ず棄権をした場合、またオープン戦となった場合は0-100の負けとし、当該チームの勝ち点は0点とする。また、相手チームには、5点(最大勝ち点)が与えられる。
 - (c) 勝ち点が同率の場合は、予選全試合の得失点差にて決定する。
上記で決定できない場合は、抽選で決定する。
 - ④ 決勝トーナメントで同点の場合は、次の方法で決定する。
 - (a) トライ数の多いチーム。
 - (b) トライ数が同数の場合は、トライ後のゴール数の多いチーム。
 - (c) 上記で決定できない場合は、抽選で決定する。
 - ⑤ 決勝戦で同点の場合は、両チーム優勝とする。

- ⑥ 試合時間は予選リーグ、決勝トーナメントともに 20 分ハーフで行う。
- ⑦ 選手交替、及びその他のルールについては、ジュニアラグビーの競技規則に準ずることとするが、京都府ローカル・ルールを今大会も適用する。

(2) その他 大会規定

- ① 全員ヘッドキャップ・マウスガードを着用すること。未着用者は出場不可。
- ② ラフプレーは絶対禁止。1度であってもシンビン(一時退場)・退場の可能性あり。
- ③ 各チームから試合球(ニューボール)を持ちより、また専門部から1球試合球を出し、スリーボール制で試合を行う。そのため、各チームからボールボーイを2名程度出すこと。
- ④ その他、検討を要する事象が生じた場合は、規律委員会で協議・決定し、決定事項をチームに伝達する。

11 表彰 本大会優勝校には賞状・優勝盾・優勝旗を、準優勝・第3位校には賞状を授与する。

12 申し込み・抽選 別紙2・3参照

13 近畿大会出場資格

優勝・準優勝校は、<10月31日(土)、11月7日(土)・9日(土)>に、東大阪花園ラグビー場第2グラウンドにて行われる近畿大会に出場する。ただし、同一年度内の選手の参加は、1人1回とする。

14 予選リーグ・トーナメント 別紙4・5参照

15 注意事項

- (1) 試合開始1時間前には会場に到着すること。
- (2) 試合開始 30 分前には当日のメンバー表を提出すること。
- (3) グラウンド内には出場選手以外は入ってはならない。
- (4) 会場等の更衣場所の後始末は各チームで責任をもつこと。
- (5) 荷物の管理は各チームで責任をもつこと。(貴重品の管理)
- (6) 各学校ともできるかぎり複数の顧問で引率すること。
- (7) 危険防止のため、スパイクのポイントは片べりしていないものを使用すること。
- (8) 指の爪は短く切っておくこと。(チームでヤスリ、爪切りの準備)
- (9) ポイントチェックは試合開始 30 分前までにレフリーに時間・場所を連絡しておくこと。
- (10) 試合開始の選手入場の際は、10mラインを消さないようにラインの外側に並ぶこと。
- (11) 各チームの監督・コーチはベンチにおいて指揮し、サイドコーチはしないこと。
- (12) (ハンドマイク等は使用禁止)また、リザーブ選手も必ずベンチにいること。
- (13) レフリー・セーフティアシスタント・記録にあたっている者は時間に遅れないように必ず本部にくること。
- (14) 給水については、各チーム最大6名のウォーターボーイで行うこと。なお、必ずウォーターボーイはユニフォーム以外の上着を着用すること。

16 その他

- (1) 必要に応じて、基本的な感染症対策を講じる。
- (2) 大会当日にレベル5特別警報・レベル4危険警報が協議開催市区域に関わらず、府内のいずれかに発表されている場合は、大会を中止とする。
- (3) 大会当日午前7時現在、「競技開催市区域」レベル3警報「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」及び「暴

風」「大雪」「暴風雪」が発表されている場合は、自宅等に待機し、会場(校)と連絡をとること。該当する警報については、以下の通りとする。専門委員長が当該校の顧問に連絡をする。

| 競技開催市区域 | 該当する警報 |
|---------|---------------------------|
| 京都市 | 「暴風」 |
| 向日市 | 「暴風」 |
| 宇治市 | 「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「暴風」「暴風雪」 |
| 福知山市 | 「河川氾濫」「大雨」「暴風」「大雪」「暴風雪」 |
| 城陽市 | すべての気象警報 |
| 京田辺市 | すべての気象警報 |
| 亀岡市 | 「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「暴風」「大雪」 |
| 舞鶴市 | 「大雨」「土砂災害」「暴風」「大雪」「暴風雪」 |
| 京丹波町 | 「河川氾濫」「大雨」「暴風」「大雪」「暴風雪」 |
| 宮津市 | 「大雨」「土砂災害」「暴風」「大雪」「暴風雪」 |

順延となった場合は、各専門部と地元中体連・ブロック会長が事後処理を検討し、関係者及び大会本部に連絡する。なお、警報解除の時刻によっては、出場校選手・競技役員・生徒役員等の大会関係者の会場への異動の安全が確認された場合のみ、競技開始時刻を遅らせて実施する場合もある。

- (4) 大会開催中に該当する警報が発表された場合は、天気予報や現地の気象状況等に留意し、現地に留まるか帰宅するかを各専門部と地元中体連・ブロック会長が判断し、大会本部に連絡する。
- (5) いずれかの警報発表の可能性がある場合は、各専門部を地元中体連・ブロック会長で対応を協議し、事前に関係者に連絡する。
- (6) 該当しない気象警報に関しても、専門部と地元中体連・ブロック会長で協議し対応する。
- (7) 台風接近に伴う事前中止判断は、専門委員長、地元中体連・ブロック会長、京都府中体連本部で協議し、京都府中体連本部が判断する。
- (8) 試合中に気象警報が発表された場合の対応について
 - ① 警報が発表された場合には、各専門部・ブロック会長は現地の気象状況や天気予報など生徒の安全について十分検討すること。大会を開催する施設は、ほとんどが広域避難所に指定されていることを勘案の上、帰宅するか留まるかについて判断すること。
 - ② レベル5 特別警報・レベル4 危険警報が発表された場合には、全ての競技は直ちに中止し、生徒の安全確保に努めること。
 - ③ 中止になった試合については、中断した際の得点を有効とし、残り時間分(ロスタイムを含む)の再試合を行う。ただし以下の場合は、中断された試合であってもノーサイドとして、再試合は行わない。
 - ・前半終了時で40点以上の差がある場合。
 - ・後半5分経過時で35点以上の差がある場合。
 - ・後半10分経過時で25点以上の差がある場合。
 - ・後半15分経過時で15点以上の差がある場合。
- (9) 雷鳴が聞こえ、落雷のおそれがある場合は、以下のようにする。

試合の中断、再開については、雷鳴が聞こえ、落雷の危険を感じた場合、グラウンド責任者はレフリーに試合の中断を告げ、試合を一時中断させる。または、試合のウォーミングアップをしているチームがあれば、それも中断させる。その後全員、屋根のあるところ等に避難させる。

 - ① 落雷の危険が去ったと判断した場合、グラウンド責任者は試合の再開をレフリーに告げ、試合を再開させる。その際、グラウンド責任者は試合再開の時刻を告げる。ただし、ウォーミングアップの時間をあたえること。
 - ② 1時間様子を見て、回復が望めない場合は、その試合を中断し、後日再試合とする。また、それ以降の試合を延期する。具体的な日時と場所は後日連絡する。
 - ③ 再試合及び試合の成立について、その日のうちの再試合は、中断した際の得点を有効とし、残り

時間分の試合を行う。ロスタイムもとる。

- ④ その日のうちに再開が無理であった試合については、中断した際の得点を有効とし、残り時間分（ロスタイムを含む）の再試合を行う。ただし以下の場合、中断された試合であってもノーサイドとして、再試合は行わない。
- ・前半終了時で 40 点以上の差がある場合。
 - ・後半 5 分経過時で 35 点以上の差がある場合。
 - ・後半 10 分経過時で 25 点以上の差がある場合。
 - ・後半 15 分経過時で 15 点以上の差がある場合。
- (10) 気象警報、雷等で開催期間内に順位決定が出来なかった場合は、抽選にて順位を決定する。